

障 発 0820 第 9 号
平成 24 年 8 月 20 日
一部改正 障 発 0414 第 1 号
平成 27 年 4 月 14 日
一部改正 障 発 0510 第 3 号
令和 3 年 5 月 10 日
最終改正 こ支障発第 221 号
令和 6 年 10 月 2 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害児入所施設における小規模グループケア加算費について

福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。以下同じ。）において、虐待を受けた障害児等に対し、小規模なグループによる療育や心理的ケアを行うため、別紙のとおり障害児入所施設における小規模なグループによるケア実施要綱を定め、平成 24 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施について図られたい。

障害児入所施設における小規模グループケア実施要綱

1 目的

障害児入所施設において、虐待を受けた障害児等に対し、小規模なグループによる療育や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じ、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かな支援を推進することを目的とする。

2 対象施設

障害児入所施設において、小規模なグループによるケアを推進している施設とする。

3 対象となる児童

小規模なグループによるケアが必要な障害児とする。

4 人数

- (1) 小規模グループケアの単位の入所定員は、4人から8人とすること。ただし、5の要件を満たし、この通知の適用前に建設された施設であって、都道府県知事が適当と認めたものにあつては、入所定員を10人とすることができるものとする。
- (2) 小規模グループケアの人数は、①から③に掲げる小規模グループケア加算費に応じ、それぞれ小規模グループケアの各単位における実人数を用いて①、②又は③を適用すること。当該ケアの各単位における人数の設定に当たっては、指定福祉型障害児入所施設に備えられた居室ごとの定員及び障害児の障害の特性や状態等を踏まえること。
 - ①小規模グループケア加算費（Ⅰ） （障害児の数が4人から6人まで）
 - ②小規模グループケア加算費（Ⅱ） （障害児の数が7人又は8人）
 - ③小規模グループケア加算費（Ⅱ）特例 （障害児の数が9人又は10人）
- (3) 福祉型障害児入所施設において、サテライト型（地域の中でできる限り良好な家庭的環境での養育体制の充実を図るため、建物自体が本体施設と分離した場所（外部のアパート、法人所有の土地内の別の建物等で、小規模な生活単位を設けて支援を行うことをいう。以下同じ。）により小規模グループケアを行う場合、4人から6人とすること。

5 設備等

- (1) 設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、浴室については、障害によっては特殊浴等が必要な場合もあることから、浴室については必要に応じて本体施設での代用も可能とする。また、医療型障害児入所施設に限り、①及び②に掲げる場合に応じ、それぞれ①及び②に掲げる設備についても、本体施設での代用を可能とする。

- ① 入所する障害児の障害の特性から、小規模グループケアの単位で調理することが困難な場合 台所
 - ② 小規模グループケアの単位で当該特性に対応した便所を設けることが困難な場合 便所
- (2) 福祉型障害児入所施設において、サテライト型により小規模グループケアを行う場合、小規模グループケアの各単位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。
- また、本体施設と密接な連携が確保できる範囲内の距離にある建物において行うこと。
- (3) (1) 及び (2) のいずれの場合も、加算の対象となる障害児の居室は、障害児1人当たりの床面積を4.95㎡以上とすること。

6 職員

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第49条又は第58条に定める職員の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士を1名以上配置すること。

福祉型障害児入所施設において、サテライト型により小規模グループケアを行う場合、設備運営基準第49条に定める職員の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、児童指導員又は保育士を3名以上配置すること。そのうち1名は専任とすること。

なお、小規模グループケアを担当する職員については、常勤職員であることが望ましいが、障害児の支援に支障がなく、小規模グループケアを行う体制を確保できる場合には、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員を配置した場合についても加算の対象としても差し支えない。

7 運営に当たっての留意事項

- (1) 保健衛生及び安全について配慮し、担当職員が加算対象児に対して障害の特性に応じた適切な援助及び生活指導ができること。
- (2) 小規模グループケアの提供に当たって、小規模グループによるケアの内容を含めた入所支援計画（設備運営基準第52条又は第61条に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。）を作成し、当該入所支援計画に基づき、適切に行うこと。
- (3) サテライト型により小規模グループケアを行う場合、6に定める専任の児童指導員又は保育士は、できる限り家庭的な環境の中でケアを行った場合に当該加算費を適用することも踏まえ、食事等の生活場面において可能な限り障害児と関わること。

8 経費

小規模グループケアの運営に要する経費については、平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」によるものとする。

9 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事(指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)に対して別紙様式1又は別紙様式2により申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。

- (1) 当該施設において設備運営基準が遵守されており、かつ、施設運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由がなく、実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。